

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目 次=

1. 重大事故等情報＝ 2 件（10月4日～10月10日分）

- (1) 法人タクシーの死傷事故
- (2) 乗合バスの車内事故

2. トピック

- (1) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
(配信日：R6.10.4)
- (2) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について
(配信日：R6.9.27)
- (3) 第17回「ナスバ安全マネジメントセミナー」開催のご案内
(配信日：R6.9.27)
- (4) 健康起因事故防止のための取組に関するアンケート調査への協力依頼について
(配信日：R6.9.20)
- (5) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～
(配信日：R6.8.30)
- (6) タクシーの安全運行の徹底について
(配信日：R6.8.23)
- (7) 貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画を作成しました。
(配信日：R6.4.5)
- (8) 車内事故防止啓発動画を公開
(配信日：R6.3.15)
- (9) プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止
セミナーの資料と動画を公開
(配信日：R6.3.1)
- (10) 貸切バスの安全性向上のための制度改正の解説動画を作成しました。

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(2) (通達発出) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について

(※新着情報)

国土交通省においては、次のとおり行政処分基準に関する通達を改正し、地方運輸局及び業界団体へ通達を発出しました。

(R6. 9. 19 改正、R6. 10. 1 施行)

「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）において、悪質なトラック事業者に対し、強力かつ重点的に改善を促す観点から、監査を強力に実施する、とされたところです。

また、飲酒運転事故件数についても、下げ止まり傾向にあり、根絶に向けた取り組みの強化が必要です。

これらの諸課題を踏まえて、今般、行政処分基準強化のため、所要の改正を実施しました。

関係の皆様におかれては、改めて、輸送の安全の確保に向けた取り組みの徹底をお願いいたします。

○酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化（トラック・バス・タクシー）

【新規】従前の処分に加えて、飲酒運転者への「指導監督」又は「点呼」が未実施の場合の処分基準を追加

従来：規定なし → 今後：100日車（再違反：200日車）

○違反件数に比例した処分の導入（トラックのみ）

①【強化】勤務時間等基準告示の遵守違反（未遵守6件以上において、1件あたり2日車（再違反：4日車））

従来：初違反最大20日車（再違反最大40日車）

→ 今後：違反件数に比例

②【強化】点呼の実施違反（未実施20件以上において、1件あたり1日車（再違反：2日車））

従来：初違反最大20日車（再違反最大40日車）

→ 今後：違反件数に比例（最大100件）

なお、①及び②のいずれの場合も、違反状況の形態によっては、
日車に代えて、30日間の事業停止の場合があります。（変更なし）

なお、改正反映済みの処分基準は、以下のサイトに掲載をしています。
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>

また、国土交通省においては、令和6年3月に飲酒運転防止マニュアルを公表しています。本マニュアルは、医学的知見をいただきながら作成したものであり、運転者の飲酒が原因となる交通事故を防ぐために、事業者が取り組むべき内容をまとめています。飲酒運転を防止するための具体的な取組やアルコールが身体に及ぼす影響などを分かりやすくまとめたほか、アルコール依存傾向の強い運転者に関する症状の把握や治療の必要性について記載しています。飲酒に関する正しい知識やアルコール依存症に関する理解が浸透し、飲酒運転防止につながることを期待されますので、ぜひ本マニュアルをご活用ください。以下のサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

(3) 第17回「ナスバ安全マネジメントセミナー」開催のご案内 (※新着情報)

ナスバ（独立行政法人 自動車事故対策機構）では、自動車運送事業者への運輸安全マネジメント制度の普及・啓発に向けた取組の一環として、10月23日（水）に第17回「ナスバ安全マネジメントセミナー」を開催いたします。

今回のセミナーでは、自動車事故抑止に向けた安全対策等、行政からの基調講演に加え、自動車運送事業者からは、昨今における運輸安全マネジメントを巡る様々な課題に係る取組等についてご紹介させていただきます。

また、特別講演として、一般社団法人関東交通犯罪遺族の会（あいの会）理事 中村正文氏をお招きし、「ある日突然奪われた妻の生命」と題しまして講演いただきます。

今回から現地での講演の様子をオンライン配信いたします。遠隔地のために会場参加が難しかった方もご参加いただけますので、是非お申し込みください。

■第17回「ナスバ安全マネジメントセミナー」

○日時 2024年10月23日（水）13:00～17:20

○参加費 オンライン：2,500円（振込手数料が別途発生します）

※現地対面形式は会場定員に達したため申込を終了しております。

○お申込みにつきましては、下記 URL よりお願いいたします。

<https://nasva.e-st-group.co.jp/>

■お問い合わせ先(キャンセル等のご連絡を含む)

ナスバ安全マネジメントセミナー事務局(株式会社 E-st 内)

TEL : 045-264-9949 (平日9:00~17:45 土・日・祝日を
除く)

email : nasva.jimukyoku@e-st-group.co.jp

(4) 健康起因事故防止のための取組に関するアンケート調査への協力依頼について
(配信日 : R6. 9. 20)

国土交通省では、健康起因事故防止のため、主要疾病の早期発見に有効と考えられるスクリーニング検査をより効果的なものとして普及させる検討を行っており、その検討に活用するため、スクリーニング検査の受診状況を主とした自動車運送事業者様向けアンケート調査を毎年実施しております。

関係業界団体傘下の皆様には、アンケート調査へのご協力依頼のご連絡を差し上げましたが、下記リンク先からも回答可能ですので、各社様の取組状況についてご回答いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

○アンケートは以下リンクより、PC やスマートフォン等にて回答いただけます。

<https://forms.gle/85EASnqSLsHNptS19>

○回答期限は 10/25(金) までとなります。

(5) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(配信日 : R6. 8. 30)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車 (ASV) や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、現在、その補助金の申請を受け付けております。

1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

TOPPAN（株）申請ポータルサイト並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

- TOPPAN（株）申請ポータルサイト

<http://hogo-zoushin.jp>

- 国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所：TOPPAN（株）申請ポータルサイト

- 申請受付期間：上記申請ポータルサイトをご確認ください。

4. 留意点

- 今年度の申請受付窓口は「TOPPAN（株）」となりました。

運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

- 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

(6) タクシーの安全運行の徹底について

8月22日付けで、安全政策課長より通達を発出しました。

(配信日：R6.8.23)

本年に入り、横断中の歩行者や路上横臥者と衝突する死亡事故が立て続けに発生しています。

令和5年にタクシー事業者が引き起こした交通事故は、令和4年に比べ約500件増加し、令和5年の死亡事故は令和4年に比べ1.6倍増となったところです。

令和6年にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、自動車事故報告規

則に基づく報告によると令和6年7月末時点の速報値で33件（内、横断中の
人との事故が14件、路上横臥中の人との事故が6件）あり、死亡事故の6割
が21時から6時の間に発生しています。

「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令
和7年度までに死者数25人以下とした目標を既に超えており、非常に憂慮す
べき事態となっております。

改めて、歩行者等を早めに発見するため、夜間は昼間よりも速度を落として
走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと、見
通しの悪い交差点では徐行や停止すること等、対歩行者の事故防止について会
員事業者に周知徹底し、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いしま
す。

(7) 貸切バスにおける実技指導の具体例の解説動画を作成しました。

（配信日：R6.4.5）

国土交通省では、貸切バスの安全性向上のための取組の一環として、貸切
バスにおける実技指導の具体例を解説する動画を作成いたしました。

本動画では、長い下り坂のある道路、高速道路、隘路、市街地など、それ
ぞれの場所の特性に応じた運転の指導方法を解説しておりますので、ぜひご
活用いただければ幸いです。

（国土交通省 YouTube チャンネル）

<https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>

また、貸切バスの安全性向上のための取組については、以下の国土交通省
Web ページでもご案内しておりますので、こちらもぜひご覧ください。

（国土交通省 Web ページ）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(8) 車内事故防止啓発動画を公開

（配信日：R6.3.15）

乗合バスにおける事故のうち、約3割は車内事故によるものとされておしま
す。

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン2025において、令和7年に車
内事故を85件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バ
ス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危

険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、以下のリンクからぜひご覧ください。

(国交省 HP リンク)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

(9) プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止セミナーの資料を公開

(配信日 : R6. 3. 1)

国土交通省では、運送事業者等の今後の事故防止対策の参考となるよう「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催してきました。

本年度につきましては、健康起因事故防止のための取組や過労運転防止のための取組に加えて、未だ発生する飲酒運転事故対策についても、有識者、関係企業及び国土交通省より紹介を行いました。

2月17日に開催しました本セミナーの資料を公開しておりますので、次のURLよりぜひご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health/r5_seminar.html

(10) 貸切バスの安全性向上のための制度改正の解説動画を作成しました。

(配信日 : R6. 1. 26)

国土交通省では、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故(死傷者計29名)を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないように対策を検討し、令和5年10月、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)の改正等を行いました。

これに伴い、貸切バス事業者の方々において必要となる対応について、概要をまとめたパンフレットのほか、解説動画を作成いたしましたので、ぜひご覧いただければ幸いです。

○解説動画

以下のURLからご覧ください(国土交通省YouTubeチャンネルへ遷移します)

<https://www.youtube.com/watch?v=GHzqd6U4xGE>

